

女性支援新法が求める公的機関と民間団体との協働に関する一考察：**ー明石市における民間団体6ヶ所に対する半構造化面接調査の質的分析結果よりー**

○ コラボレーション実践研究所 大阪府立大学名誉教授 山中 京子 (会員番号 4126)

キーワード：女性支援 民間団体 連携・協働

1. 研究目的

2024年4月「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以降女性支援新法と略記）が新たに施行された。女性を対象とする法律では、この新法以前に売春防止法（1956年制定、以降売防法と略記）があり、法の目的に女性の保護更生が掲げられてきた。女性支援新法では売防法下の目的は抜本的に見直され、女性の人権の擁護、福祉の増進、個人の意思の尊重などが新たに掲げられ、支援の基本理念として個別的で多様な支援、包括的支援、早期からの切れ目のない支援などが明記された。また、早期からの切れ目のない支援は「関係機関及び民間の団体の協働により」実施されるようにするとも記述されている。売防法下の婦人保護事業ではすでに民間団体への業務委託などが行われてきたが、女性新法では従来の一時的保護、中長期的入所支援などを中心とする支援委託のみならず、地域でのアウトリーチ、回復支援、地域での自立生活支援、多様な問題への支援など従来十分に取組みられてこなかった領域での支援に民間団体の関与や協働が大きく期待されている。

しかし、2023年大阪府が府内全市町村の女性相談窓口所管課（43自治体）に行ったアンケート調査では、「連携している民間団体の有無」では「有り」は8自治体 18.6%にとどまっている（大阪府：2023）。市町村レベルでは民間団体との連携や協働は量的には未だ十分に行われていないことがうかがえる。また、質的にはどうであろう。兵庫県明石市では近年女性支援（DV支援を含む）における市内の民間団体との有効な協働のあり方を検討してきた。2022年度は特に女性支援に関して市内では現在まだ提供されていない支援プログラムを市と民間団体が共に創出するための協働のあり方に焦点づけ、民間団体の側の協働への意向や考え方を把握する目的で調査を実施した。女性支援新法における民間団体との協働のあり方の検討に資すると考え、この調査の結果を今回報告する。なお、本調査は明石市と著者を含む研究グループの共同研究として実施された。

2. 研究の視点および方法

明石市内で、現在女性支援に特化した支援プログラムは行っていないが、女性支援に関して一定の関心を持つ民間団体を選定し、その代表者などを調査対象者に対面での半構造化面接とアンケート調査を実施した。調査期間は2022年11月27日～12月28日である。調査項目は半構造化面接では、①女性支援への関心、②必要と考える女性支援（DVを含む）、③新たな女性に焦点づけたプログラム創出の意志・意向、④そのプログラムを行う上で予測される困難、⑤プログラム実施で必要とされることなどである。面接内容は許諾を得て録音して文書データを作成し、その内容を質的に分析した。またアンケート調査では、①

施設・組織の概要、②面接対象者の基本属性、③市 DV センターとの連携などについて聞いた。なお、本調査で利益相反はない。

3. 倫理的配慮

本調査は研究機関等での研究倫理審査を受審していないが明石市における調査の倫理基準に基づき明石市の倫理的チェックを受け承認を得た上実施した。また、本調査は「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」および「日本社会福祉学会研究倫理規程」を遵守し実施した。具体的には調査対象者には面接に先立ち、調査目的、調査方法、結果の公表の方法、個人情報保護の具体的方法などを文書と口頭で説明し、調査への同意を文書で取得した。本発表についても改めて事前に調査対象者全員の同意を得た。

4. 研究結果

アンケート調査結果：対象者の基本属性などについては、所属施設・団体（N=6）の種類では社会福祉法人、一般社団法人、医療法人社団、NPO 法人、株式会社、合同会社が各1ヶ所、支援対象者では子どもとその家族 2、身体・知的・発達などの障がいや疾患を持つ人1、精神疾患を持つ子どもや大人1、高齢者1、一般消費者1であった。DV 支援経験では、「何度もあった」2ヶ所、「ごく少数だがあった」4ヶ所であった。実際の DV センターとの支援経験では「あった」4名、「なかった」3名であった。面接調査結果：新たな女性に焦点づけたプログラム創出の意志・意向では、5ヶ所が創出の意向ありと答え、（1）環境に働きかけるプログラムとして、施設を足場の身近な啓発活動、（2）当事者に直接働きかけるプログラムとして、①緊急時の居場所（宿泊を含む）、②回復ハウス、③支援付き賃貸住宅、④加害者更生プログラムが抽出された。プログラムを行う上で予測される困難では①資金面の困難、②補助金獲得手続きの困難、③危機対応への困難、④運営組織立ち上げの困難が抽出され、プログラム実施で必要とされることでは①資金、②支援に必要な物理的場所、③行政と民間のウィンウィンな役割分担による協働、④行政と民間の考え方の相互理解、⑤具体的な運営方法の情報、⑥支援者ネットワーク、⑦行政による DV 支援初任者への研修、⑧行政による DV 支援経験者のニーズにあった研修が抽出された。

5. 考察

このような民間団体での調査結果を踏まえ、公的機関からの協働として具体的に実施可能と思われることを提言したい。資金では民間が利用可能な補助金制度の情報収集・提供、物理的環境の準備・整備では公営住宅・公営施設の利活用、具体的な運営方法の情報では他地域の既存プログラムとの交流の場の提供、支援者ネットワークではネットワーク初動の場の提供、研修ではすでに行っている研修への民間団体の積極的受け入れなどが挙げられよう。女性支援新法が求める公的機関と民間団体の協働を具現化するためには、「民間への丸投げ」や「公的機関への依存」ではなく、公的機関と民間団体のウィンウィンな役割分担による協働が必要であることが示唆された。（引用文献：大阪府（2023）：第1回女性支援専門分科会の公開された議事内容 「資料7市町村アンケート（府内全市町村）」）